告示

埼玉県選管告示第六十四号

挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選

令和三年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

選挙区名	職務	住		氏	名	
. —	選 長	番地六十一埼玉県川越市旭町三丁目十七	岡	田	昭	文
第 第 三 二 区 区	代理すべき者選挙長の職務を	十九番十二号埼玉県白岡市新白岡五丁目	鈴	木	_	真
三四	選 長	番地一号棟百十号埼玉県三郷市早稲田三丁目四	山	下	勝	矢
第 第 六 五 区 区	代理すべき者選挙長の職務を	丁目十六番地二十三埼玉県さいたま市緑区東浦和九	相	子	知	行
、七	選 長	六十番地六埼玉県川越市大字古市場四百	山	根	隆	治
第 第 九 八 区 区	代理すべき者選挙長の職務を	ガーデンひばりが丘学園町目一番九ー百十七号ライオンズ東京都東久留米市学園町一丁	田	中	秀	_
_ +	選 挙 長	十一番地九埼玉県川越市大字的場五百六	福	永	信	之
第 第 十 二 区 区	代理すべき者選挙長の職務を	二十八一八号埼玉県上尾市緑丘一丁目六番	畔	上	兼	彰
· 十] 三	選 長	番十六号埼玉県行田市長野一丁目十一	栫		_	之
第 十 五 区 区	代理すべき者選挙長の職務を	番十三号埼玉県川越市新宿町二丁目三	古	Ш	由	夏